

「人権教育推進のための調査研究事業」のまとめ

1 平成18, 19年度「人権教育推進のための調査研究事業」実施状況

(1) 広島県における人権教育の推進方策

広島県では、「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に基づき、平成14年度に「広島県人権教育・啓発指針」を策定するとともに、県教育委員会では、「広島県人権教育推進プラン」を策定した。

この「プラン」では、社会教育における人権教育の具体的施策の一つを「参加型学習を取り入れ、学習意欲を高める学習プログラムの研究・開発に努める。」としており、効果的な学習内容、方法の普及を図っているところである。

(2) 本委託事業（平成18, 19年度）の実施

参加体験型の学習方法については、少しずつ実施されるようにはなってきたが、継続して実施されている事業はほとんど無いのが現状である。

そのため、県教育委員会は平成16年度から本委託事業を受託し、「学習意欲を高める参加体験型学習プログラムの開発、普及方策」を主題として研究を推進してきた。

さらに、参加体験型学習をより普及させるためには、指導者の養成が急務であるため、平成18年度からは研究主題に「人権教育に関する指導者研修の充実方策」を加え、指導者や事業企画者を対象に、参加体験型学習に触れる機会の充実、学習プログラム立案の技能の向上を図ってきた。

(3) 本委託事業（平成18, 19年度）の成果と課題

①成果

- 参加体験型学習及びその有効性についての理解の促進
- 参加体験型を取り入れた学習プログラム集の作成、配付
- モデル事業による具体的な学習手法の開発、普及

②課題

- 参加体験型学習のさらなる進展のための実践的な研修の継続及び手法の開発
- 参加体験型学習の普及のための指導者の養成、確保
- 参加体験型学習を取り入れた効果的な学習プログラムの開発、普及
- 各市町における組織的な事業推進への支援

2 平成20年度「人権教育推進のための調査研究事業」実施状況

(1) 研究主題

平成16～19年度に実施した本事業の成果と課題を踏まえ、研究主題を継続して次の2事項とし、委託事業を実施した。

- 「学習意欲を高める参加体験型学習プログラムの開発、普及方策」
- 「人権教育に関する指導者研修の充実方策」

(2) 広島県教育委員会としての調査研究の進め方

- ① 県内各市町教育委員会の担当者等を集めたフォーラムを開催し、モデル事業の成果等の発表・交流を行い、本事業の成果を全県に広げる。
- ② モデル事業によって作成された参加体験型学習プログラムを集積し、県教育委員会のホームページ上で公開することによって、各市町等が活用できる人権教育の情報データベースを整備する。

- ③ モデル事業の実施、成果の公表・活用を繰り返し進める中で、県全体の人権教育の推進を図るとともに、各市町における指導者研修での参加体験型学習プログラムの活用を働きかけていく。

(3) モデル事業の実施（再委託）について

①実施市町（再委託先）

東広島市（県中部，人口18万人）

福山市（県東部，人口47万人）

②委託先選定の理由

- 地域的な偏りが出ないこと（東部・中部）
- 人口規模の異なる市（研究成果を全市町が参考とするため）
- 推進のための体制が整っていることや事業実施への意欲

③モデル事業の内容

- 参加体験型学習プログラムを研究，開発し，学習会等で実践，検証すること
- 参加体験型学習プログラム等を用い，指導者研修の充実方策について研究すること
- その成果や課題をまとめること（報告書の作成，県研修会等での事例発表）

3 平成20年度「人権教育推進のための調査研究事業」の成果と課題

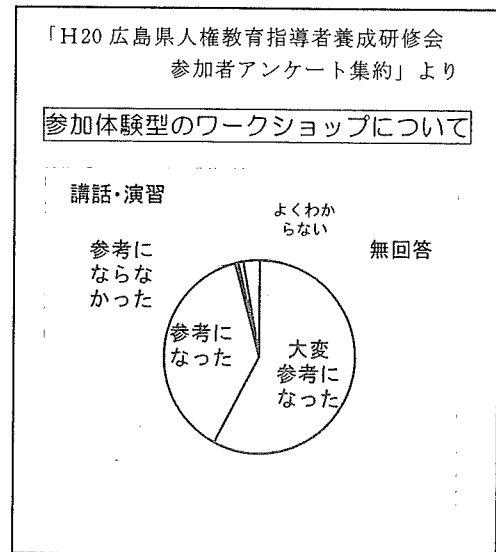
モデル事業実施市からの報告，広島県人権教育実践交流フォーラム及び広島県人権教育指導者養成研修会の参加者アンケート等から集約した本事業による成果と課題は次のようなものである。

【成果】

(1) 「学習意欲を高める参加体験型学習プログラムの開発，普及方策」について

- すべての研修会の中に参加体験型の手法を取り入れたが，アンケートの結果から参加者の反応を見ると，約98%が「参考になる」と答えており，「～に気づけた」という意見が多く，参加体験型の手法が意識や行動の変容につながることを理解されている。
- 様々な立場の人の意見が聞けることを評価する人も多く，自由な意見交換を促進するという参加体験型の良さに対する理解が深まっている。
- モデル事業実施市においては，参加体験型学習の手法を取り入れたことにより，学習者の参加への意欲が高まったり，主体的に地域課題に取り組もうとする姿勢が見られるなどの成果が報告されている。

また，実際に地域で活用できる教材や，それを使用した学習のプログラムづくりが積極的に推進された。

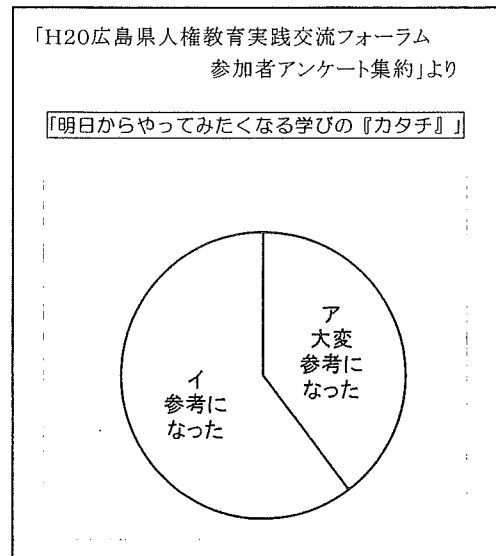


(2) 「人権教育に関する指導者研修の充実方策」について

- 今年度のフォーラムは、参加体験型学習についての理論的な研修と具体的な実践事例の紹介、実際に体験する演習を組み合わせ実施した。

アンケートの結果を見ると、全員が「参考になった」と答えており、また、「すぐに活用できる」「これなら自分にもできそうだ」といった反応も多く、今後、各市町において、参加体験型を取り入れて学習を実施する指導者、企画者が増加することが期待できる。

- モデル事業においては、主に行政職員を対象とした指導者養成研修会を実施しているが、各地域で、住民を対象とした学習を実施する際に指導者養成研修会で学んだ参加体験型の手法を活用するなど、指導者としての力量が高まっている。



【課題】

(1) 「学習意欲を高める参加体験型学習プログラムの開発、普及方策」について

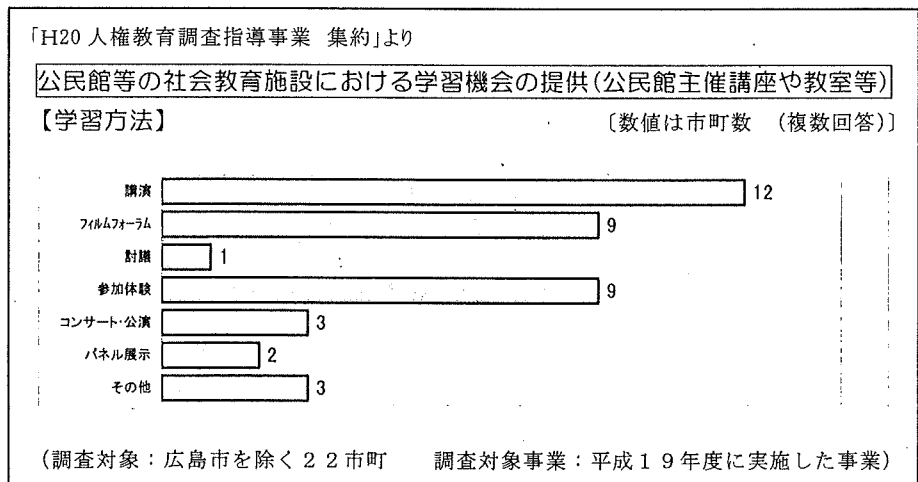
- 今年度の調査指導事業における把握では、昨年度、社会教育施設で参加体験型の学習方法を実施したのは9市町であり、ここ数年少しずつ増加し、県内の4割の市町で実施されているが、

まだ半数に達しておらず、事業数で見ると講演形式が圧倒的に多いのが現状である。

これは、担当者が自身が参加体験型

の講座を企画した経験が少なく、実施に不安を持っていることも大きな要因である。

また、フォーラムの参加者からは「より多くの具体的な実践例が欲しい」「地域でも活用できる教材を」といった声もある。今後、より効果的な学習プログラムの開発及び情報の提供に努めるとともに、担当者が参加体験型の手法に接する機会や、実際にアクティビティを実施するような研修機会をさらに充実させる必要がある。



(2) 「人権教育に関する指導者研修の充実方策」について

- 今年度の調査指導事業では、各市町の課題として「指導者の養成、確保」を挙げるところが昨年度より増加している。より効果的な学習手法として、参加体験型を導入したいと考えている市町は多いが、指導者がいないという実態がうかがえる。

今後、プログラムの作成手法や指導者養成の在り方を研修できる機会を充実させる必要がある。